

一般名処方加算に関する掲示

当院では、後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした「一般名処方」を行う場合があります。

一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者様に必要な医薬品が供給しやすくなります。

一般名処方について、ご不明な点などがありましたら薬剤師までご相談ください。ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

【一般名処方とは】

お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方せんに記載することです。

(例)	商品名	→	一般名
	ロキソニン		ロキソプロフェンNa
	カロナール		アセトアミノフェン